

第七十五号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改める。

第十四条第二項中「七百元」を「六百七十円」に改める。

附則第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は公布の日から、第十一条第一項の改正規定は平成三十一年九月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給額及び支給期限を改めるほか、規定を整備する必要がある。